

令和6年11月8日

再委託

当社では、本サービス（Gi 通信）の提供にあたり、サービス約款第 30 条第 2 項の約旨に基づき、次の業務を当社の審査に適合した第三者へ再委託しております。

- 本サービス利用料金の収納に関する業務
- 本サービス利用料金の請求書印刷および発行に関する業務
- 本サービスの提供に必要なシステムの開発、保守、管理に関する業務
- その他、本サービスの提供に必要な業務全般